



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

消費税増税法案が成立しました。

消費税増税法案を含む社会保障と税の一体改革関連8法案が8月10日、参院本会議で民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決、成立してしまいました。

これにより、消費税の税率は、弾力条項はあるものの、

平成26年4月1日から8%

平成27年10月1日から10%に引き上げられることになりそうです。

消費税率が20%前後のヨーロッパ諸国の経済や財政が素晴らしいもののでしょうか？は疑問符いっぱいです。

1. 消費税増税で消費税率が5%から10%なった場合

一般消費者は、年間で買い物をする金額が100万円の方は5万円負担増に

300万円の方は15万円負担増になります。

中小企業は、増税分の価格転嫁がしにくい立場にあります。

しかし単純に**納税額は2倍**になります。今まで50万円の納税の会社は100万円に、

1000万円の会社は2000万円になってしまいます。

2. 輸出免税の不公平の問題

輸出売上については消費税が免除されています。しかし輸出売上にかかる仕入税額は税額控除の対象となります。これは、消費税は消費された場所に基づいて課税するという主旨に従ったものです。この結果、輸出売上割合が大きい事業者については課税額より控除額が大きくなり、控除しきれない額を還付することもあります。納税ではなく還付という点を捉えて「益税問題」があるとと言われることもあります。

例えば商社が990億円で国内で買ったものを、1,000億円で外国に輸出をした場合。消費税は国内で90億円仕入れのときに購入先に支払います。しかし売り上げのときは、輸出免税になるので消費税はもらえません。この商取引では1000億 - 990億 = 10億の利益です、消費税は国から90億円還付されます。つまり手元には100億円の現金が残ります。

国内で同じ販売をしようとすれば、1,100億円で売らないと同じ額の現金は残せません。

この還付金は「**輸出企業のための補助金**」ともいえるのではないのでしょうか。

消費税の税率アップを経団連が肯定するのもうなずけます。

トヨタ自動車はここ5年間で1兆円以上の還付金を受け取っており、「輸出大企業上位20社で年間1兆円以上の還付金」をもらっています。消費税の最大の不公平は、大手の巨大輸出企業に対する還付金制度とも言われています。大手の主力が輸出の企業などは消費税を税務署に納めなくてもよく、巨額の還付金をもらっています。2010年度の還付金の合計は3兆円以上(政府予算)で、この額は全消費税収のおよそ30%に相当します。

増税前に比べ数%程度の円高なら大手輸出企業にとっては、かえって好環境かもしれません。

やはり弱者にはキツイ増税であることには違いありません。